

厚生年金の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例による老齢厚生年金等の在職支給停止に関する経過措置のQ & A

Q 1. 「障害者特例」・「長期加入者特例」とは何ですか。

A. 65 歳まで受給する老齢厚生年金や退職共済年金の額については、通常、報酬比例部分のみ（退職共済年金の場合はこれに職域部分を加算）の年金額となっていますが、障害をお持ちの方や国家公務員共済に長期間加入していた方には、特例として、次のいずれかに該当する場合は、これらの額に定額部分（繰上げによる年金の場合は「繰上げ調整額」）が加算された年金額を受給することができます。

①障害者特例

障害等級が 1 級から 3 級までの障害状態にある方

②長期加入者特例

国家公務員共済の加入期間が 44 年以上ある方

Q 2. 短時間労働者で厚生年金に加入することとなった場合は、経過措置には該当するものの、必ず年金の一部が支給停止となるのでしょうか。

A. 65 歳未満である方の年金の在職支給停止は、年金の月額と賃金の月額の合計額が 28 万円を超える場合に適用されます。したがって、平成 28 年 10 月から厚生年金に加入したとしても、この条件に該当しない場合（28 万円以下の場合）は、在職支給停止は適用されません。

なお、障害者・長期加入者特例による老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方で、今回の経過措置に該当する場合は、定額部分などを除いた後の報酬比例部分の月額と賃金の月額の合計額が 28 万円を超える場合に限り在職支給停止が適用されます。

Q 3. 同じ法人内で職場が異動した場合は、その時点で経過措置は終了するのでしょうか。

A. 同じ法人内で引き続き職場が変わった場合であっても、短時間労働者の身分のままであれば、引き続き経過措置が適用されます。ただし、職場が変わっ

た際に雇用形態が短時間労働者でなくなった場合は、その時点で経過措置の適用は終了となります。

Q 4. 経過措置を適用するために何故届出が必要なのでしょうか。

A. 経過措置の対象となる方の条件を満たしていることの確認ができないため、届出を行っていただくことになっています。

経過措置の適用対象となる方の条件

(1) 平成 28 年 10 月からの経過措置が適用される方

次のアからウまでの全てに該当する方

ア 平成 28 年 10 月 1 日前において特例該当者である方

イ 平成 28 年 10 月 1 日前から引き続き同一の特定適用事業所にお勤めの短時間労働者である方

ウ 平成 28 年 10 月 1 日に当該短時間労働者として厚生年金保険の適用拡大の対象となり、被保険者となった方

(2) 平成 29 年 4 月からの経過措置が適用される方

次のエからカまでの全てに該当する方

ア 平成 29 年 4 月 1 日前において特例該当者である方

イ 平成 29 年 4 月 1 日前から引き続き同一の事業所にお勤めの短時間労働者である方

ウ 次のいずれかに該当する方

- ・ 地方公共団体に属する事業所にお勤めの方で、平成 29 年 4 月 1 日に被保険者となった方

- ・ お勤めの事業所で労使合意に基づく申出が受理され、被保険者となった方（注）

注記：当該申出が受理された日から適用されます。

ただし、平成 30 年 4 月 30 日までに申出が受理された場合に限りです。